

障害のある児童生徒の教材の充実について 報告（概要）

障害のある児童生徒の教材の充実に関する検討会

1. 基本的な考え方

- 障害のある児童生徒の将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図るためには、障害の状態や特性を踏まえた教材を効果的に活用し、適切な指導を行うことが必要。
- このため、各学校における必要な教材の整備、新たな教材の開発、既存の教材を含めた教材の情報収集に加え、教員がこれらの教材を活用して適切な指導を行うための体制整備の充実が求められる。

2. 今後の方策

(1) 国等の役割

- 障害の状態や特性に応じた教材や支援機器、指導方法、活用事例等に関する全国レベルで情報交換するためのデータベースの作成。
- 障害のある児童生徒が使用しやすい教材や支援機器の研究開発の支援。
- 音声教材として複製された教科用特定図書等を製作するボランティア団体等の支援。
- ICTや支援機器の技術的支援を行う外部専門家による支援。
- 教材や支援機器の活用方法や指導方法に関する各都道府県等の指導者層を養成するための研修等の実施。

(2) 教育委員会の役割

- 地方財政措置や関連する国の施策を踏まえた教材等の整備。
- 教材等の活用方法や指導方法を修得するための研修等の実施、先進的な取組に関する情報提供。
- 特別支援学校がセンター的機能を活用した教材等の貸出しや活用方法等の指導・助言等を行うことを念頭に置いた教材等の整備の支援。

(3) 学校の体制整備

- 校内委員会の活用など学校としての組織的な対応。
- 校内研修等を通じた児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教材や支援機器の充実・活用。
- 特別支援学校におけるICTや支援機器の技術的支援を行う外部専門家の配置及びセンター的機能を活用した、地域の小・中・高等学校等への支援。

(4) 教員の知識の習得及び指導方法の改善

- 個別の指導計画に教材等に係る合理的配慮の内容の明記。
- 児童生徒一人一人の障害の状態や特性を理解した上で、適切な教材等を用いて適切な指導を行うための知識・技能の習得（外部専門家による支援。）。
- 家庭学習における教材等の活用や家庭で使用する教材等の学校における活用を踏まえた保護者との連携。

(5) 産業界・大学等との連携

- 学校と企業等との情報交換が促進される仕組みの構築。
- 教材等の作成に関する大学、高専、専修学校、ボランティア団体等との連携。

